○熊谷市社会福祉法施行細則

平成25年３月30日規則第25号

改正

平成27年３月31日規則第20号

平成29年３月31日規則第21号

令和元年６月25日規則第14号

熊谷市社会福祉法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。第６条において「法」という。）の施行に関し、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設立認可申請書等）

第２条　省令第２条第１項の申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第１号）によるものとする。

２　省令第２条第４項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転完了報告書（様式第２号）により行うものとする。

（定款変更認可申請書）

第３条　省令第３条第１項の申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第３号）によるものとする。

（定款変更届出書）

第４条　省令第４条第２項の届出書は、社会福祉法人定款変更届出書（様式第４号）によるものとする。

（解散認可等申請書）

第５条　省令第５条第１項の申請書は、社会福祉法人解散認可（認定）申請書（様式第５号）によるものとする。

（解散届出書）

第６条　法第46条第３項の規定による届出は、社会福祉法人解散届出書（様式第６号）により行うものとする。

（合併認可申請書）

第７条　省令第６条第１項の申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（様式第７号）又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（様式第８号）によるものとする。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日規則第20号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成29年３月31日規則第21号）

（施行期日）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和元年６月25日規則第14号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。